

この場ではお知らせできません。



手話通訳士試験は、3年生2名、2年生3名が受験しました。2年生については、まずは1年目は筆記を受けて、それに受かろうというモチベーションで受験をしてもらっています。結果、3年生は2名中2名、2年生は3名中1名、筆記のみ受かっています。ということは、この「日本手話と日本語の違いを学ぶⅠ・Ⅱ・Ⅲ」で約1年半通訳の勉強をしても、実際には手話通訳試験をパスできるほどの技術はまだ身に付いていない。このことを、我々自身も重く受け止めなければいけないと思っています。

ただ、3年生は手話通訳士試験の2日前まで実習に行っていた。それでも試験にチャレンジしてくれている状況にありました。来年度はキチンと試験に受かる力を逆算しながら、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの授業と試験対策講座を進めていきたいと思っています。

## 着実な技術習得に向けた検討課題

- 言語スキルと通訳スキルの相乗的向上
  - ▶言語スキル：語彙や構文を定着させるための、知識と実践の積み重ね学習
  - ▶通訳スキル：理論に基づいた学習を通して、学生が無理なく通訳プロセスを習得し、訳出スキルを高めていけるような課題設定
- 学生の特性に合わせた指導法の開発、プラスアルファの指導のあり方
  - ▶手話言語学・第二言語習得理論・通訳理論などの学術的観点に立った学生の習熟度の分析・把握
  - ▶スキルとモチベーションの両方を高めるための指導者の関わりや指導法の開発
- 学生が「目指すべき通訳者像」をイメージできるカリキュラム構成と指導
- 授業担当教員の連携
  - ▶学生の提出課題に対する分析・評価観点の共有
  - ▶学生の手話表現や訳出の分析・評価を、カリキュラムや指導法の改善に活かすための仕組み作り
- Ⅰ・Ⅱ・Ⅲで身につけた通訳スキルと、通訳試験合格の通訳スキルを近づけるには？

着実な技術習得に向けた検討課題がたくさんあります。本事業は3年目を迎え、解決しなければならない課題が明確に見えてきています。

特に大学で学ぶことを考えると、学生の特性に合わ

せた指導法の開発を行うにあたって、すべてのスタッフが3年間を通じた手話習得・手話通訳養成のコース内容全てを捉え、連携をとりながら学生指導を行わなければならないと思います。

あとは、通訳養成のスキルと試験合格という通訳スキルをいかに近づけるか。これは、我々だけでなく手話指導・手話通訳指導に関わっている皆さんとも一緒に考えていきたい課題です。

以上で私の報告を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

## 来賓紹介(2)

司会／

下島さん、能美さんありがとうございました。ここで来賓のご紹介をいたします。  
衆議院議員 上野宏史様です。上野様、一言ご挨拶をお願い致します。

上野／

こんにちは。衆議院議員の上野です。

シンポジウムの途中、このような機会をいただきありがとうございます。

私も手話の活用を政治家として取り組んできました。群馬大学で金澤先生や二神先生の授業を受けさせていただいたり、あと、国会では午後の登壇者に名前のある、今井絵理子先生と一緒に、障害を持つ方々の情報アクセスの改善をする議員連盟というところで活動をしています。去年は読書バリアフリー法案を作りました。これは視覚障害を持つ方が本を読むことが難しい中で、どうすれば情報にアクセスしやすくなるのか、その改善をしていこうという法律です。

併せて、手話の活用についても我々はずっと国会で議論をしています。ぜひ、やりたいと思っているのが手話言語法です。手話を日本の行政など社会のいろいろなところにしっかりと位置づけて活用していけるように、そういう制度、法律を作る取り組みをしています。

皆さんが今日のようなシンポジウムをされていて、手話に対する理解を深めて、手話の活用に関する活動、手話によりその活動を共にやっていきたいと思っています。

今日のこの会合が有意義なものになるように心からお祈りをして、私の挨拶とさせていただきます。

本日はおめでとうございます。

ありがとうございました。

## 2. 事業成果報告

司会／

次に群馬大学助教の甲斐更紗より「盲ろう者支援者養成カリキュラムの導入」について、お話ししていただきます。

よろしくお願いいたします。

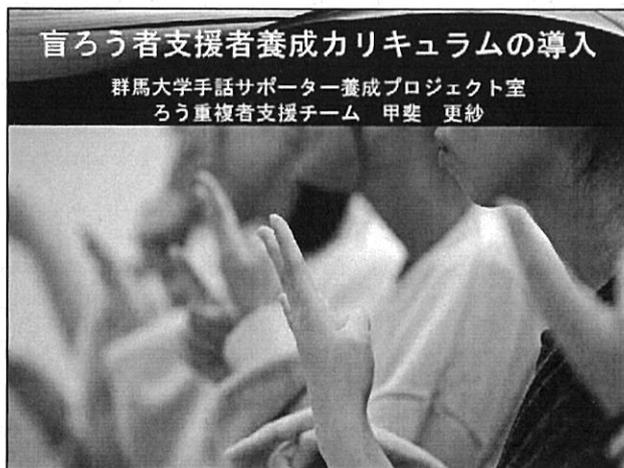
### 2.3. ろう重複障害者支援者養成の取り組み

#### 盲ろう者支援者養成カリキュラムの導入



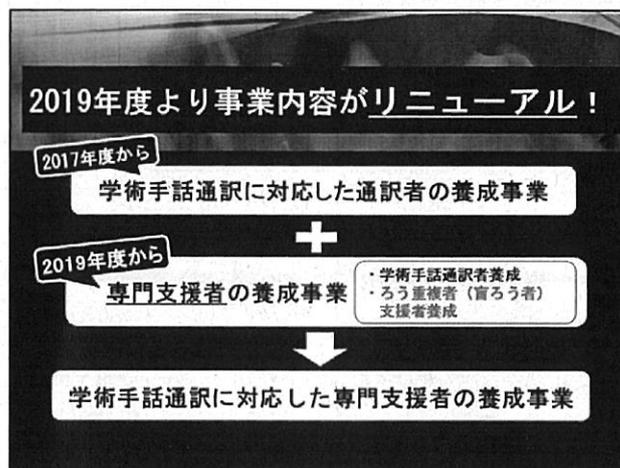
甲斐 更紗

群馬大学 教育学部 障害児教育講座 助教



皆さん、こんにちは。ご紹介にあずかりました、群馬大学の甲斐です。

本日は「盲ろう者支援者養成カリキュラムの導入」についてご報告いたします。



皆さんもご存じのとおり、2017年度から学術手話通訳に対応した手話通訳者の養成事業がスタートしております。先ほど代表の金澤より説明がありましたように、今年度（2019年度）から厚生労働省が定める「盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム」を含めたらう重複支援者養成にも着手することになりました。学術手話通訳者養成とろう重複者支援者育成の2つの養成事業をしております。

どのようなことをやっているのかについてご報告します（説明 PPT 非表示）。まず、群馬大学での所定

授業を履修します。そして、群馬県の盲ろう者が集まる「群馬盲ろう者つるの会」の活動に学生たちが参加します。それらをふまえた上で、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣事業に登録して通訳・介助員として活動ができることを目指しています。

## 内容 I (今年度から)

- 教育学部特別支援教育特別専攻科一種免コース生対象
- 手話初級相当の講義 (単位外で学ぶ)
- 重複障害児に関連した講義

盲ろう児・者支援	重複障害児の発達の観点
<p>「障害者支援概論」※1</p> <p>厚労省盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム (必修科目42時間、選択科目42時間) に対応</p> <p><small>※1) 本学附見附高専視覚・聴覚・聴覚・聴覚</small></p>	<p>「重複障害児の心理概論 (盲ろう児の心理を含む)」※2</p> <p>「知的障害児の教科指導概論 (聴覚視覚の指導を含む)」※2</p> <p><small>※2) 本学附見附高専視覚・聴覚・聴覚・聴覚・聴覚・聴覚・聴覚・聴覚</small></p>

今年度を実施している内容は、上のスライドにある通りです (PPT3 参照)。今の1年生、2年生、3年生は手話技能、手話通訳技術を学んでいますが、この学生たちとは別に、教育学部特別支援教育特別専攻科という1年みのコースがありまして、その専攻科の学生が「内容 I」の受講対象となっております。

初級レベルの手話を学んだり、重複障害児に関連した授業を受講したりしています。盲ろう児・者支援に関する授業内容については、「聾重複障害児の教育概論 I」(7名の受講生)、「聾重複障害児の教育概論 II」(3名の受講生)です。他にも様々な授業があります。厚生労働省が指定した盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラムでは、必須科目42時間、選択科目が42時間、合わせて84時間学ぶことになっていますが、これらに私たちの授業を対応させたカリキュラムとなっています。他にも重複障害児の発達の観点からの授業等もあります。

## 盲ろう児・者支援に必要な知識・技能の習得

**聾重複障害児の教育概論 I・II**

担当：前田晃秀氏 (本学客員准教授、東京都盲ろう者支援センター長)

厚生労働省盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム (地域共生支援事業の言語理解必修事業「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」) に対応

盲ろう者の移動・介助の基本姿勢について学んでいます。

移動・介助実習などで本学教育学部助教二神がサポートしています。

盲ろう児・者支援に必要な知識と技能習得のための授業としては、東京都盲ろう者支援センター長であり、本学客員准教授でもある前田晃秀先生が担当しております (PPT4 参照)。

## 盲ろう者当事者との関わりーコミュニケーションー

盲ろう当事者にご協力いただき通訳・介助の実習を行っています

触手話を使って盲ろう者と受講生がコミュニケーションをとっています。

ゲスト講師  
**森敦史さん**  
(筑波技術大学大学院生)

受講生

盲ろう者

受講生が自分の手や指を盲ろう者の指の上において、指点字という技術を使ってコミュニケーションをとる実習をしています。

授業の中で大切にしているポイントですが、盲ろう当事者と受講生が積極的に関わるといことです。

盲ろう当事者に来ていただいて、触手話でコミュニケーションを図ります。(PPT5の) 右側の写真は指点字でのコミュニケーションの様子です。盲ろう者の指の上に学生が自分の手や指をおいて、指点字を打つというところです。

(PPT5の中央に載っているのは) 先天性の盲ろう当事者である森敦史さん、彼は筑波技術大学の大学院生ですが、彼にもゲストとして来ていただき、受講生との積極的な交流を図っています。

また、コミュニケーション実習だけでなく、通訳・介助実習も行います。先ほどご紹介した「つるの会」にもご協力いただいています。その会員である盲ろう者と学生と一緒に外出し、通訳・介助をします。周りの状況を盲ろう者に伝える。今、どこにいるか、内容を

知らせるなど、支援をしていきます。また、盲ろう者が外食するとき、学生も一緒に行き、メニュー内容を学生が盲ろう者に伝えるという実習も行いました。この場合は、手のひら書きという方法で通訳をしていました。その通訳を通して、盲ろう者は注文内容を自分で決めます。(個人情報保護のため通訳・介助実習の様子の写真 PPT 非表示)

**盲ろう者当事者との関わり**—学外での通訳介助実習—

**【受講生の感想】**

盲ろうの方にとってコミュニケーションや状況説明は大切と感じた。状況を説明することで盲ろうの方自身がどこにいるか周りの様子が分かり、安心して過ごすことができるんだらうと感じた。

(手のひらに書く) 場面においてひらがなや片仮名、漢字といった表現を(状況によって)使い分けるところを覚えて行動したい。

(盲ろう者は) とても愉快な方で、一緒にいて楽しかった。

**【実習後の通訳介助技術の自己評価】**

通訳介助実習後に通訳介助技術についての自己評価を行い、自身の通訳介助技術を見つめ直すなどしています。

評価項目 (4点満点)	達成度
通訳介助の目的を明確にし、相手の状況を確認する。(通訳介助の目的)	4.3/5.0
通訳介助の準備を完了させる。(通訳介助)	4.3/5.0
通訳介助が完了している場合、通訳終了を伝える。(通訳介助の完了)	4.3/5.0
通訳介助の準備が完了している場合、通訳終了を伝える。(通訳介助)	4.3/5.0

受講生の感想を(PPT6)に載せています。相手によって、伝え方を工夫をしたり、相手の話を通訳するだけでなく、周辺情報も伝えたりすることを通して、盲ろう者向け通訳介助のあり方についての理解が深まった、などの感想が挙がっています。

通訳介助実習後に自身の通訳介助技術について評価するための自己評価シートも使っています。それによって自身が持つ通訳介助技術を見つめ直すことを行っています。

**内容 II (2020年度から)**

- ・アドバンスコース: 学部4年生を対象
- ・1~3年生の時に手話技能・手話通訳技術を習得している学部4年生

↓

**触手話、指点字の知識・技能を習得することで学術的な通訳にも対応できる技術習得を目指す**

もう1つ、これは来年度から新たにスタートするものですが、今の3年生は、1年生の時から手話技能、手話通訳の技術を習得しており、来年度からは4年生になります。そのような4年生を対象に、盲ろう者向

けの触手話、指点字の知識・技術を習得させるという内容です。

これについては、今後、報告できればと思っています。

**まとめ**

- ・「手話通訳者」を目指さない者にとっても、専門性のひとつとしての手話の知識・技能、手話通訳技術を習得することで、教員や障害者支援関連専門職を目指すことができる

↓

聴覚特別支援学校に在籍するろう重複(盲ろうも含める)児への専門的な支援ができる  
 特別支援学校に在籍するろう重複(盲ろうも含める)児にとって最適な支援ができる  
 事業所・施設に通所しているろう重複(盲ろうも含める)児にとって最適な支援ができる

**本取り組みが手話通訳技術の習得を目指す学生のモチベーションの強化になる**

まとめです。手話通訳者を目指さない者にとっても、彼らが持つことになるだろうと思われる様々な専門性の中の1つとして、手話技能や手話通訳技術を習得することができる。聴覚特別支援学校(ろう学校)とか、特別支援学校に配属された時、在籍している盲ろうやろう重複児にとって最適な支援ができるようなスキルを身に付けることが、このカリキュラムで可能になるのではないかと。

学生にとっては、手話通訳だけでなく様々な専門性を身に付けることが可能になるのではないかと。こういった取り組みが学生自身のモチベーションを高めることに繋がればと思います。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。

## 2. 事業成果報告

司会／

ありがとうございました。

続いて群馬大学 助教の二神麗子より「『なかま企画』実施の意義」について、お話していただきます。  
お願いします。

### 『なかま企画』実施の意義

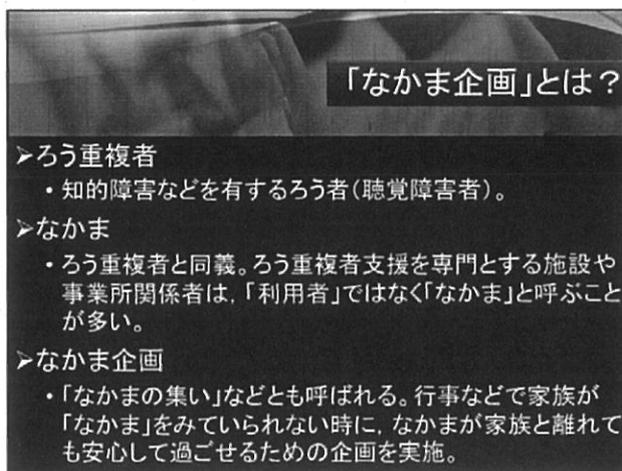
二神 麗子

群馬大学 教育学部 障害児教育講座 助教



ご紹介にあずかりました、群馬大学手話サポーター養成プロジェクトのろう重複支援チームの二神です。

皆さん、ご自由にお取り下さいということで、パンフレットが入口にあります。そちらにろう重複チームとして、二神と甲斐、見開きであります。そこに写っているキラキラの二神も、ここでしゃべっている同じ人です。



それでは発表を始めます。まず、本報告で使う用語について説明します。

まず、知的障害などを有するろう者を「ろう重複者」と言います。「ろう重複」だけで障害を重複していることがわかるので、わざわざ「障害者」と言わなくてもいいのでは、と考え、「ろう重複障害者」ではなく、「ろう重複者」という言い方をします。

同じ意味で、「なかま」と言うこともあります。ろう重複支援を専門とする施設の人は利用者ではなく「なかま」と呼ぶことが多いです。

なぜ「なかま」と呼ぶのか。私自身、2か月間、社会福祉士の実習でろう重複専門の施設に行きましたが、その実習担当者から、「なぜ、『なかま』と呼ぶのか」と

聞かれました。皆さんも「なぜ？」と思いながら聞いていただくと、この報告をより理解していただくと  
思います。

さて、昨日はろう重複をテーマとして公開講座を群馬大学で行いました。お越しいただいた皆さん、お疲れさまでした。ありがとうございました。公開講座とは別の部屋で、ろう重複者の人が安心して過ごせる「なかま企画」というのを実施していました。

それがあったことで、ろう重複を持つ親が安心して公開講座に参加できたわけです。

昨日の「なかま企画」は学生さんが中心に企画してくれたのですが、その背景には、今年に入って何回か、なかまとの交流の機会を設けたことが大きいと思います。その際、「群馬県ろう重複児・者を持つ親の会」とまとの会」に多大なるご協力をいただきました。ありがとうございました。

8月には、「第31回ろう教育を考える全国討論集会」が行われ、初めて「なかま企画」が実施されました。

(個人情報保護のためPPT非表示)

写真の右下に、まとの会のお母さんが映っています。つまり、「なかま企画」があったことで、登壇者としてろう重複の自分たちの子どものことについて発表することができたのです。

そして、11月には「まとの会創立20周年記念大会」が実施されました。まとの会、メンバー10名にも満たない小さな団体ですが、自分たちで企画・運営をし、1日、イベントを成功させることができたのです。その背景には、「なかま企画」があったからこそ、子どもを預けて、安心して親たちがイベントの運営をすることができました。

### 「なぜ忘れられるのか！？まとの会」

- 30年以上続いてきた「ろう教育を考える全国討論集会」で、初めて「なかま企画」が実施された。
- 群馬県の聴覚障害関係団体「8団体」のひとつ
  - 8団体のイベントが開催される時は、協力関係にある
  - 「群聴障連主催のイベントに「まとの会」も協力したい！」
  - 「まとの会主催でイベントを企画したい！」
  - 親「子どもは誰がみるのか？」を常に考えなければ参加・協力できない
- 「なかま企画」が当初から予定されていれば、参加できる

20周年記念大会のときのパネルディスカッションのテーマがこちらでした。

「なぜ忘れられるのか！？まとの会」

まとの会が設立されて20年が経ちます。群馬県の聴覚障害者の関係団体にも入っています。ですが、これまでろう協主催のイベントに「なかま企画」はあまり計画されていませんでした。

なぜ「なかま企画」や「まとの会」は忘れられるのでしょうか。

この問題は、聴覚障害の団体が、他の障害団体の人たちと一緒に活動するときの問題と似ているかもしれません。

たとえば、ろう協の皆さんが、知的障害の方たちと一緒に何かをやるたびに、毎回「情報保障はどうするの？」「手話通訳者をどうするの？」と聞いていると思います。ですが、毎回言っても、他の障害の人たちは悪気無く情報保障のことを忘れてしまいます。

それと同じように聴覚障害関係団体の1つであるまとの会やなかま企画のことを悪気無く忘れられてしまうことが多かったのではないのでしょうか。

もちろん、ろう協や手話に関係する人たちが悪いと言いたいわけではありません。

その構造に原因があるのではないかと考えています。

### なぜ、「ろう重複」は忘れられてしまうのか？

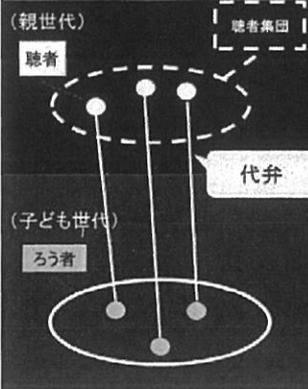
1. ろう重複者の「当事者性」が、ろうコミュニティに反映されにくい構造にある
2. ろう者がろう重複者を「なかま」として受け入れられるか、ろう重複の課題を「我々自身の問題」として捉えられるかが鍵になる

## 1. ろう重複者の「当事者性」の構造

- 「ろう重複児・者を持つ“親の会”」
  - 「親の会」が「当事者団体」として機能している
  - しかし、親はほとんどが聴者のため、ろうコミュニティに属していない
- ろう者が「我々自身の問題」として捉えづらい構造にある

図で説明したほうがわかりやすいので、説明します。これは配付資料には載っていない図です。

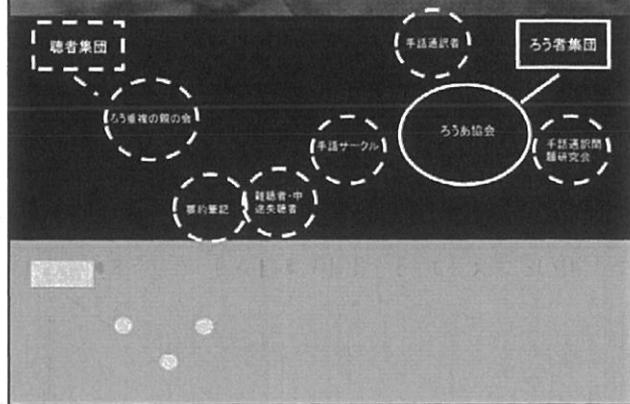
## 1. ろう重複者の「当事者性」の構造



ろう重複者の仲間たちは知的障害者を併せ持つ場合が多いため、自分たちの意見をはっきりと伝えることは難しい。なので、親が代弁する形で当事者団体を形成しています。そして親たちはほとんどが聞こえます。この図では、聴者の集まりを点線で囲み、ろう者の集まりを実線で囲んでいます。

一方で、聴覚障害の当事者団体はどのように構成されているか図式で表しました。

## 1. ろう重複者の「当事者性」の構造



画面の右側が手話をベースとした団体です。実線で囲んだろう集団のろうあ協会と、その周りに手話関係の人たちの集団があります。

ちょっと離れたところに難聴者・中途失聴者の団体があります。彼らは、主に日本語を使用する団体ですが、聞こえづらいという共通の課題を持つ人たちで、その近いところに要約筆記者の集団があると考えます。

では、ろう重複者の親たちはどうか？という、聞こえていて、手話を使うわけでもない。おそらく、他の聴覚障害に関するような団体とは、ちょっと外れたところに存在しているのではないのでしょうか。

しかし、この、ちょっと離れたところにいるように見える、ろう重複者の親たちが言っているのは、ろう重複の「なかま」のことです。この、ろう重複の「なかま」の問題を、ろうあ協会や手話に関係する人たちは「自分たちの問題である」と、そう考えられるかどうか。これがろう重複者を「忘れない」ための鍵になるのではないかと考えています。

## 2. ろう者が「なかま」として受け入れられるか

- ろうコミュニティの中で、福祉的ニーズを持つろう者の課題と同様に、ろう重複者支援課題も語られるかどうかは鍵となる
- ろう者がろう重複者の問題を、「我々自身の問題」として捉えられるかどうか？

『「なかま企画」用意できてる？』  
が合言葉になるような社会を！



最後に私の思いを述べて終わりたいと思います。

ろう協主催のイベントなどで、「手話通訳が手配できている？」と聞くのは当たり前ですよね。それと同じように、「なかま企画今回はどうなってる？」という会話が飛び交うコミュニティであって欲しいと願っています。

そうすれば、次の「とまとの会」設立30周年の時は、「いつも覚えてくれていてありがとう、とまとの会」というテーマになるんじゃないでしょうか。そうなるとことを願って、私からの報告を終わります。

ありがとうございました。

司会／

ありがとうございました。午前の部は、これで終了です。休憩に入ります。



### 3. 行政説明

聴覚障害教育の専門性の向上に向けた課題

佐々木 邦彦 氏

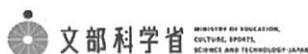
文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課 特別支援教育企画官



「学術手話通訳に対応した専門支援者の養成」事業シンポジウム

聴覚障害教育の専門性の向上に向けた課題

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育企画官 佐々木邦彦



皆さまこんにちは。私は、佐々木 邦彦と申します。よろしくお願いたします。これから少し、聴覚障害教育の専門性向上に向けた課題の話をしします。

文部科学省の佐々木です。

私事ですが、妻はろう学校の教員をしています。私は手話が下手なので、手話でお話することができません。今日は通訳を介してお話することをお詫び申し上げます。申し訳ありません。

1. 特別支援教育の現状

2. 新しい時代の特別支援教育の在り方の検討について

3. 教員の専門性の向上等について

今日は主に、3点ほどお話ししたいと思います。

1つは特別支援教育の全体の話。あと、最近のいろいろな動き。そして最後は、教員の専門性、まさに今日、皆さまご関心のあることだと思いますが、その話をします。

1. 特別支援教育の現状

- (1) 特別支援教育全体の状況
- (2) インクルーシブ教育システムの構築
- (3) 特別支援学校等の児童生徒の増加の状況
- (4) 特別支援学校（聴覚障害）等の状況

1 特別支援教育の現状

1(1) 特別支援教育全体の状況

関係のある子供に対し、多様な学びの場において、一人一人の個性、特別の教育は皆等による適切な教育及び支援を実現。

	特別支援学校	特別支援学級	通級による支援
概要	聴覚障害(約1,000人)、視覚障害(約1,000人)、知的障害(約1,000人)、身体障害(約1,000人)、発達障害(約1,000人) ※聴覚障害以外の児童生徒は、特別支援学校(学級)に在籍している。	聴覚障害(約1,000人)、視覚障害(約1,000人)、知的障害(約1,000人)、身体障害(約1,000人)、発達障害(約1,000人) ※聴覚障害以外の児童生徒は、特別支援学校(学級)に在籍している。	特別支援学級(約1,000人)、特別支援学級(約1,000人)、特別支援学級(約1,000人) ※聴覚障害以外の児童生徒は、特別支援学校(学級)に在籍している。
児童生徒の学習	特別支援学校の児童生徒は、特別支援学校の教育課程に基づき、個別の学習指導計画に基づき、個別の学習指導を受けている。	特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級の教育課程に基づき、個別の学習指導計画に基づき、個別の学習指導を受けている。	通級による支援の児童生徒は、通級の教育課程に基づき、個別の学習指導計画に基づき、個別の学習指導を受けている。
学習指導	特別支援学校の児童生徒は、特別支援学校の教育課程に基づき、個別の学習指導計画に基づき、個別の学習指導を受けている。	特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級の教育課程に基づき、個別の学習指導計画に基づき、個別の学習指導を受けている。	通級による支援の児童生徒は、通級の教育課程に基づき、個別の学習指導計画に基づき、個別の学習指導を受けている。
教育内容	特別支援学校の児童生徒は、特別支援学校の教育課程に基づき、個別の学習指導計画に基づき、個別の学習指導を受けている。	特別支援学級の児童生徒は、特別支援学級の教育課程に基づき、個別の学習指導計画に基づき、個別の学習指導を受けている。	通級による支援の児童生徒は、通級の教育課程に基づき、個別の学習指導計画に基づき、個別の学習指導を受けている。

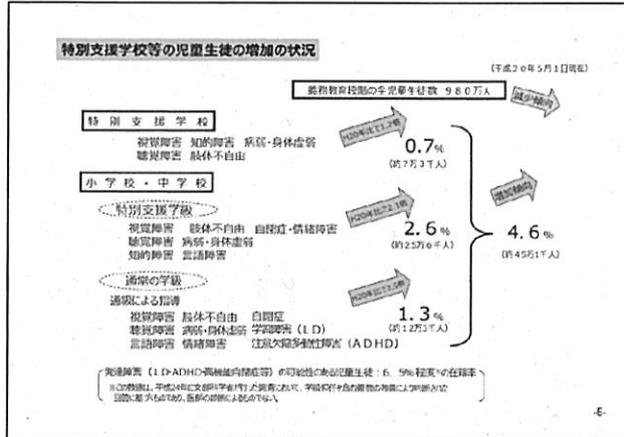
(PPT) 4 ページ目です。特別支援教育の全体の状況です。

皆さま、ご存じだと思いますが、特別支援教育は、今、主に特別支援学校、特別支援学級、或いは通級による指導ということで、聴覚に障害をお持ちの皆さん

も特別支援学校、あるいは特別支援学級、あるいは通級による指導を受けておられます。

人数はそこにあるように、例えば、特別支援学校に在籍する聴覚障害のお子さんは8,000人くらい。

難聴者の特別支援学級に通っているのは1,800人くらいという状況です。



(PPT5 参照) 日本の人口が大幅に減っていますが、その中で、右上にあるように、日本の義務教育全体の児童・生徒数はもはや1,000万人を切っています。980万人しかいません。でも、そこにあるように特別支援教育を受けているお子さんは、非常に増えています。全体の数はそこにあるように4.6%。特別支援教育のまさに重要性がまさに、高まっています。

### 1. 特別支援教育の現状

- (1) 特別支援教育全体の状況
- (2) インクルーシブ教育システムの構築
- (3) 特別支援学校等の児童生徒の増加の状況
- (4) 特別支援学校 (聴覚障害) 等の状況

特別支援教育について、皆さまがよくお聞きになる言葉として、インクルーシブ教育システムがあります。これをおさらいします。このインクルーシブ教育システムというのは、障害者権利条約を日本も批准していますが、ここ (PPT7 参照) に定義があります。

1 特別支援教育の現状

**1(2) インクルーシブ教育システムの構築**

**障害者権利条約 約24条 教育**

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包摂するあらゆる段階の教育制度 (inclusive education system at all levels) 及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。

- (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
- (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限まで発達させること。
- (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

文部科学省でいろいろ施策を進める時、障害者権利条約に書かれた表現を元に施策を推進します。具体的には教育に関しては24条にその規定があります。

具体的には1項については、教育について、障害の権利を認める、障害者を包摂するあらゆる……確保する (PPT7の1にある文章参照) との規定。

1 特別支援教育の現状

**障害者権利条約 約24条 教育**

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

- (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度 (general education system) から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
- (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包摂し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
- (c) 個人に必要な合理的配慮が提供されること。
- (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
- (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包摂と、いう目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

その次、(a)を見ると、障害者が障害に基づいて……排除されないこと (PPT8の(a)にある文章参照)。という規定があります。その他、合理的配慮等も(b)~(e)にあります。

**インクルーシブ教育システムについて (中教審部中分科会報告 (H24.7)より)**

**【インクルーシブ教育システム】**

○ 障害者権利条約によれば、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の観点、障害者が種々の障壁を最大限まで排除され、自由な社会に効果的に参加することを目指すことと定義される。障害のある者が種々の障壁に直面することなく、質の高い教育を受ける権利を保障すること、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が効果とされている。

○ 日本国政府の立場として、障害者の権利に関する条約に基づいてインクルーシブ教育システムの構築が重要であり、その構築のため、障害者権利条約を踏襲し、インクルーシブ教育システムを推進することを目指す。また、障害者権利条約を踏襲し、インクルーシブ教育システムを推進することを目指す。また、障害者権利条約を踏襲し、インクルーシブ教育システムを推進することを目指す。

○ インクルーシブ教育システムとは、障害のある者が種々の障壁を最大限まで排除され、自由な社会に効果的に参加することを目指すことと定義される。障害のある者が種々の障壁に直面することなく、質の高い教育を受ける権利を保障すること、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が効果とされている。

○ 日本国政府の立場として、障害者の権利に関する条約に基づいてインクルーシブ教育システムの構築が重要であり、その構築のため、障害者権利条約を踏襲し、インクルーシブ教育システムを推進することを目指す。また、障害者権利条約を踏襲し、インクルーシブ教育システムを推進することを目指す。また、障害者権利条約を踏襲し、インクルーシブ教育システムを推進することを目指す。

(PPT9 参照) 私どもの中教審の答申でまとめた内容を

紹介します。

インクルーシブ教育システムですが、「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が……障害のある者となない者が共に学ぶ仕組みであり……必要とされている」

(PPTにある文章参照)。こういう考え方です。少し、詳しく申し上げますと、どういう教育が想定されているかです。

(PPT9の)2つ目の下の○でまさに、「インクルーシブ教育システムにおいては……同じ場で共に学ぶことを追求すると共に……多様で柔軟な仕組みを……小中学校といった連続性のある多様な学びを用意することが必要」(PPTにある文章参照)であると。

先ほど、ジェネラルエデュケーションシステムから、「排除されない」という表現を紹介しました。

これをかみ砕いて言うと特別支援教育を否定しているわけではないと解釈されることがあります。

(PPT9の)2番の(○の)ようにまさに連続性のある学びがあります。

具体的には特別支援学校と特別支援学級、通級指導、通常学級とのいろいろな横の繋がり、あるいは小・中・高という縦の繋がりもありますが、それらの連続性を確保しながら、多様な学びを個人の教育的ニーズにあわせて選択できるようにするというのがあります。

その(PPT9の)2番の○の)下の○も重要です。できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指す中、それぞれの子どもが授業の内容が分かり、学習活動に参加している、達成感を持ちながら、生きる力を身に付ける……これが最も重要な視点であると。

**文部科学省の対応**

○障害者の権利に関する条約に基づく「インクルーシブ教育システム」の理念の実現に向けて取り組むことが大切。

①障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を行うことが必要

②一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、①通常の学級、②通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の整備を行うことが必要。

↓

ややもすると、進学にあたって、ただ学校の選択、通常の学校なのか特別支援学校なのか、特別支援学級なのか議論という選択肢のテーマになることがあります。どこへ行くかは大事ですが、まさにどうい

う学習ができるかについて、よく考えながら選択をすることが重要であると指摘しています。

**文部科学省の対応**

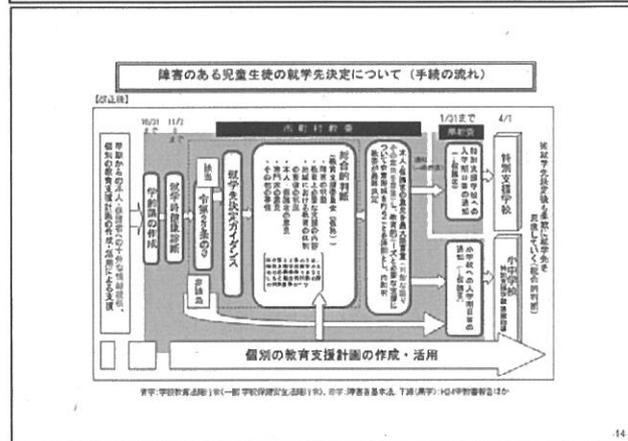
○具体的には……

①平成25年学校教育法施行令改正  
・障害のある子供の就学先については、本人や保護者の意見を可能な限り尊重しながら、市町村教育委員会において総合的な観点から決定する仕組みへ

②教育環境の整備  
・特別支援教育支援員の配置  
・看護師の配置  
・外部専門家の配置 等

③教職員の資質の向上

(PPT12参照) 障害者権利条約の批准以降、学校教育法の施行令を改正するなど文部科学省の対応としては、いろいろな条件整備をしました。あるいは、教育環境の整備ということで、支援員を配置したり、外部専門家、まさに手話通訳士が入りますが、専門家の配置をしたり、教職員の資質の向上として、いろいろな障害者がおられますので、いろいろな資質の向上があります。



就学先のルールの変更は2枚あります(PPT13、14)



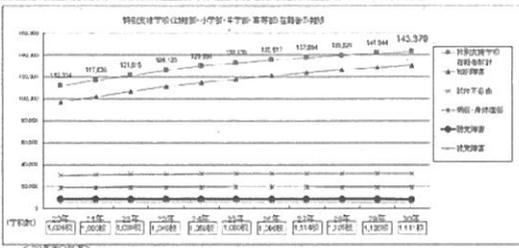
# 1. 特別支援教育の現状

- (1) 特別支援教育全体の状況
- (2) インクルーシブ教育システムの構築
- (3) 特別支援学校等の児童生徒の増加の状況
- (4) 特別支援学校（聴覚障害）等の状況

## 1 特別支援教育の現状

### 1(3) 特別支援学校等の児童生徒の増加の状況

特別支援学校の児童生徒数・学校数の推移(各年度5月1日現在)



年度	特別児童	特別障害	知的障害	肢体不自由	視覚・身体障害	計
2005	81	117	781	350	152	1,440
2020	1,440	117	781	350	152	1,440

現状は、特別支援教育の対象者が非常に増えていると話しました。ただ中身を見ると傾向が分かれています。特別支援学校の生徒数の増加が続いていますが、その多くは知的障害者のお子さんの増加です。その他の障害種は横ばいです。

### ●特別支援学校の児童(国・公・私)合計

年度	学校数		児童生徒数					計
	特別児童	特別障害	知的障害	肢体不自由	視覚・身体障害	計		
2020	1,440	143	143,370	1,440	42,928	30,126	68,885	

### ●特別支援学校に在籍する児童(国・公・私)合計

年度	学校数		児童生徒数					計
	特別児童	特別障害	知的障害	肢体不自由	視覚・身体障害	計		
2020	81	117	5,315	207	1,577	1,123	2,408	
2020	117	2,818	8,164	1,119	2,955	1,788	2,302	
2020	781	31,277	130,817	226	39,189	27,198	64,224	
2020	350	12,499	31,676	121	13,466	8,289	9,800	
2020	152	7,585	19,277	42	7,314	5,039	6,882	

(PPT22 参照) 聴覚障害について申し上げると、学校数は 117、在籍者数は 8,064 です。これは概況を表にしました。聴覚障害はそこにあるとおり、8,000 人ぐらいで数字的にもそのような感じです。知的障害者、特に高等部の方が非常に増えています。これはおそらく小学校、中学校まで特別支援学級などにいた方の進路先になっていると思います。

## 1 特別支援教育の現状

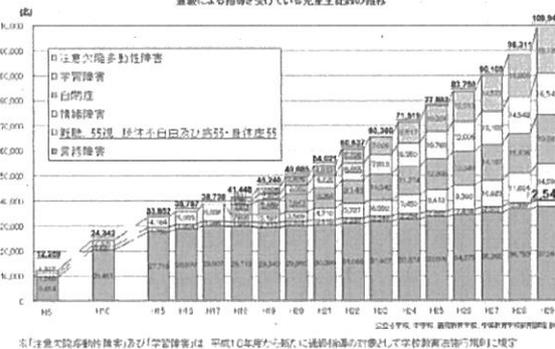
特別支援学級の児童生徒数・学校数の推移(各年度5月1日現在)



これ (PPT23 参照) は小・中学校の特別支援学級の児童生徒数の推移です。顕著にわかることがあります。発達障害の系統の在籍者が非常に増えています。聴覚障害あるいは病弱、肢体不自由、弱視については横ばいの状況です。

## 1 特別支援教育の現状

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(各年度5月1日現在)



これ (PPT24 参照) は通級指導ですが、発達障害系が非常に増えています。難聴等は横ばいです。

### 公立小中学校における学校教育法施行令第22条の3に該当する者の数

障害種別	特別支援学級	通級の学級	うち通級指導を受けている者	計
視覚障害	23	9	3	32
聴覚障害	46	57	35	106
知的障害	2,215	170	-	2,385
肢体不自由	194	24	2	218
病弱	102	24	0	126
生徒障害	190	7	2	197

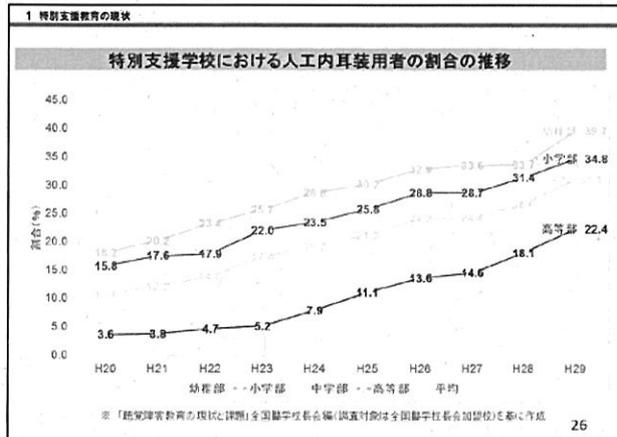
### ●中学校第1学年

障害種別	特別支援学級	通級の学級	うち通級指導を受けている者	計
視覚障害	23	14	0	37
聴覚障害	36	46	24	86
知的障害	1,457	93	-	1,550
肢体不自由	100	35	3	135
病弱	47	46	1	93
生徒障害	132	9	2	141

これ (PPT25 参照) は、学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当する者の数字で、特別支援学校に通学することが相当とされる障害の程度の方の数です。中 1 段階、小 1 段階の数を書いてあります。

ろう学校に行かれている方も多くいますが、一方で

特別支援学級、通級指導、あるいはそれさえも行かない方も聴覚障害の中には一定数おられることをお話したかったわけです。



これ (PPT26 参照) は、ろう学校のデータですが、人工内耳を装用している特別支援学校の方の比率は、今は非常に増えています。幼稚園は4割弱、高等部でも2割です。当然、装用状況で学校選択が多少変わっていると思います。

トレンドとして受け取れるのは、装用率は上がっているということかと思えます。

**データから見える (推察される) こと**

- 特別支援学校における聴覚障害の児童生徒数は横ばい (約8000人程度)
- 一方、人工内耳等の発達に伴い、22条の3相当の小・中学校に在籍する児童生徒も各学年100名前後在籍
- これに加え、22条の3に相当しない (あるいは諸般の事情で22条の3相当と判断されていない) 児童生徒であって、小・中学校に在籍している児童生徒が一定数いるものと推察される。

(まとめ)

- 1 小中学校においては、(22条の3相当の) 人工内耳装用児童生徒の在籍が一定数見られ、加えてそれよりは程度の軽い支援を要する児童生徒が潜在的に一定数いる可能性が高いこと。
- 2 特別支援学校においては、多様な児童生徒が在籍するとともに、1の流れを受け、重複障害を抱える児童生徒の比率が潜在的に増加していると考えられること。
- 3 特別支援学校での支援の充実とともに、児童生徒の実態に応じた小・中学校での支援の充実も適切に進めていく必要がある。

以上、データから推察されることをまとめてみます。特別支援学級の聴覚障害の児童数は横ばいである。一方、比較的障害の重い、22条の3相当の小・中学生在籍の児童・生徒も各学年100人くらいおられます。

これはおそらく人工内耳等の技術の発達に伴うことがあると思います。

これに加えて、22条の3に相当しない、諸般の事情で小・中学校に在席されるお子さんが一定数います。

すなわち小・中学生においては人工内耳装用の児童・生徒は一定数おられて、それ以外の支援の程度の軽い方がおられる可能性もあります。

特別支援学校においては、多様な児童生徒が在籍す

るとともに、1番の話 (PPT27の(まとめ)にある1のこと) を受けて、むしろ重複を抱える方の比率が高まっていることが挙げられ、特別支援学校での支援の充実と共に、児童・生徒の実態によっては、小・中学校での支援の充実も必要だとデータから読み取れます。

**1. 特別支援教育の現状**

- (1) 特別支援教育全体の状況
- (2) インクルーシブ教育システムの構築
- (3) 特別支援学校等の児童生徒の増加の状況
- (4) 特別支援学校 (聴覚障害) 等の状況

聴覚障害の学校でのコミュニケーションの状況を整理します。

**1(4) 特別支援学校 (聴覚障害) の状況**

国語科の授業で使用しているコミュニケーション手段

小学部N=150、中学部N=120、高等部N=96 (複数回答・数値は%)

	聴覚口話	手話付きスピーチ	日本語	筆談 (書き文字)	キュードスピーチ	指文字	その他
小学部	62.7	78.0	14.0	35.3	14.0	56.0	17.3
中学部	60.0	89.2	12.5	47.5	2.5	72.5	8.0
高等部	56.3	93.8	10.4	60.4	1.0	78.1	12.5

「特別支援学校 (聴覚障害) におけるコミュニケーション手段と教材活用に関する現状調査 (平成24年度)」  
(国立特別支援教育総合研究所)

**補助的な手段**

- ◆ 表情、身振り、動作、指差し
- ◆ 実物、写真、絵、図 など
- ◆ 聴覚障害のある人は、相手や場面によって、様々なコミュニケーション手段を使い分けたり、いくつかの方法を組み合わせて使ったりしている。
- ◆ 物事の順番、原因と結果、複雑な仕組みなどを絵や図を用いて示すことも有効。

(PPT29 参照) 聴覚障害の学校で、どういコミュニケーション手段かについて、過去、国立特別支援教育総合研究所が調べたものがあります。国語を例にすれば、多様なコミュニケーションを使っているということです。

手話、筆談、キュードスピーチ、指文字等、非常に様々な手段を使って授業をしています。

各教科の指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い

小学校(3~4年生)				
各教科	道徳科	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動

特別支援学校の小学部(3~4年生)					
各教科	道徳科	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動

第1節 小学部  
第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるものとする。

指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに当たっては、児童の障害の状態や特性及び心身の発達段階等を十分考慮するとともに、特に次の事項に配慮するものとする。



30

聴覚障害者である幼児児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

特別支援学校 幼稚部 教育要領	特別支援学校 小学部・中学部 学習指導要領	特別支援学校 高等部 学習指導要領
第1章 総則 第6 特に留意する事項 4の(2)	第2章 各教科 第1節 小学部 第1款の2 第2節 中学部 第1款	第2章 各教科 第1節の第2款の2
障害種別ごとに留意する事項 言葉の指導を行う場合の留意事項 ①~③ さらに留意する事項 ①~⑤	1. 言語概念の形成と思考力の育成 2. 読書に親しみ書いて表現する態度の育成 3. 言葉等による意思の相互伝達 4. 保有する聴覚の活用 5. 指導内容の精選等 6. 教材・教具やコンピュータ等の活用	1. 抽象的、論理的な思考力の伸長 2. 読書習慣や書いて表現する力の育成と情報の活用 3. 正確かつ効率的な意思の相互伝達 4. 保有する聴覚の活用 5. 指導内容の精選等 6. 教材・教具やコンピュータ等の活用

31

(PPT30、31 参照) 特別支援学校の教科では、皆さんご存じの通り、自立活動を特別に行います。まさに自立活動も踏まえて、いろいろなことをしますが、特に聴覚障害者である聴覚障害児童に対して、障害者ごとに留意して指導しますが、例えば、言語指導についていろいろな留意事項を定めているので、それを整理した表です。

学習指導要領における指導上の配慮事項に関する記述

改訂(平成29年告示)	現行(平成21年告示)
(1) 体系的な活動を進め、学習の現場に在る言語(な)について的確な言語概念の形成を図り、児童の発達に応じ、思考力の育成に努めること。	(1) 体系的な活動を進め、的確な言語概念の形成を図り、児童の発達に応じ、思考力の育成に努めること。
(2) 児童の言語発達の程度に応じて、主体的に読書に親しみ、書いて表現し、読む態度を養うよう工夫すること。	(2) 児童の言語発達の程度に応じて、主体的に読書に親しみ、書いて表現し、読む態度を養うよう工夫すること。
(3) 児童の聴覚障害の状態等に応じて、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用し、児童と児童同士の話し合い等の学習活動を積極的に取り入れ、的確な意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫すること。	(6) 児童の聴覚障害の状態等に応じて、音声、文字、手話等のコミュニケーション手段を適切に活用し、意思の相互伝達が発達が行われるよう指導方法を工夫すること。
(4) 児童の聴覚障害の状態等に応じて、補聴器や人工内耳等の利用により、児童の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。	(4) 補聴器等の利用により、児童の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
(5) 児童の言語概念や読み書きの方法などに応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くことなど指導を工夫すること。	(3) 児童の聴覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くことなど指導を工夫すること。
(6) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。	(3) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

(PPT32 参照) 学習指導要領においても、聴覚障害のお子さんへの指導ということが、今回、改訂をして、充実しています。これまでのところだと、(PPT32の表の)(3)ですが、表現は少し加わっています。例えば、

指文字が入ったり、あるいは発表や児童同士の話し合い活動も積極的に取り入れるなど、表現を充実させています。

特別支援学校教員養成課程において手話を学習する機会

●特別支援学校教員養成課程の設置状況(平成31年4月1日現在)

特別支援学校(聴覚障害)の設置状況	単位
ろう学校設置	8
教育課程	19
研修課程	96
研修(単位)	774
研修	1,601

●現職教員に対する研修において手話を学習する機会(山口県の例)

県内の特別支援学校初任者60名を対象に、年10回、授業で使用する基本的な手話や手話による対話の基礎を修得させる。また、初任者向け修得程度の手話表現力がある者50名を対象に、年6回、授業の手話表現や聴覚障害者の手話表現の読み取り等について学習する。

今後、特別支援学校の教員養成課程における手話の研修の充実については、引き続き取り組んでいくこととされている。

(PPT33 参照) あと、特別支援学校の教員養成課程において、手話を学習する機会、コミュニケーションとして、あれだけ多様ですから、手話を使う場面が多いと思われませんが、そもそも、例えば教員養成課程において、まず、聴覚障害の免許が取得できる大学数は、そこにあるような数で、全体からするとあまり多くはない状況です。教員になった後、現職の先生に研修するという学習機会。多くは学校の中で、手話の研究発表会があるとか、あるいは手話サークルに参加するとかいろいろあるとは思いますが、私どもの事業の例としては、山口県では、県内の特別支援学校の初任者対象に年10回ぐらいの基礎的な学習を県の教育委員会が主導して行っています。

特別支援学校(聴覚障害)における乳幼児教育相談者・相談件数

平成29年度(4月1日現在)及び平成30年度(4月1日現在)の特別支援学校(聴覚障害)の乳幼児教育相談者・相談件数

	0歳児	1歳児	2歳児	合計
相談者数計	749名 (8,325)	678名 (10,621)	787名 (17,243)	2,214名 (36,189)
定期的支援者数計	609名	569名	635名	1,813名
通学児	601名 (7,889)	565名 (10,329)	634名 (16,794)	1,800名 (35,012)
訪問児	8名	4名 (63)	1名 (39)	13名 (110)
不定期	140名 (428)	109名 (229)	152名 (410)	401名 (1,067)

●平成29年度文部科学省「特別支援教育」に関する調査結果(聴覚障害児に対する特別支援教育)の概要

特別支援学校(聴覚障害)において、第1次から規定する目的を達成するための指導を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の併設施設において、第1次から規定する目的、必要な支援の提供に際し、必要に応じて訪問を行う等の対応とする。

(PPT34 参照) また、ろう学校の乳幼児教育相談も重要です。これは、現状をお話すると、非常に多くのご相談をいただいています。数的には毎年全国で700~800人です。非常に多くの方がろう学校に相談に訪れています。



3 これからの中等中等教育の在り方の検討

**新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議**

◎これまでの議論で出た主な意見を踏まえた整理すべき論点

(1) 特別支援教育を担う教員の専門性の確保と養成の在り方について

- 特別支援教育に携わる教員に求められる基礎的な資質や必要な専門性等についてどのように整理すべきか。その際、教員養成段階における特別支援教育経験の取得状況などについて現状の把握が必要ではないか。
- 発達障害など多様な児童生徒の特性に応じた指導や、障害のある子供とない子供が共に学ぶ場の基盤などの観点から、特別支援学級や通級による指導を担う教員の専門性を確保するための方策についてどのように考えていくべきか。
- 重複障害児への対応の観点から、複数の障害種を併せ持つ場合の指導方法等に関する専門性をどのように確保していくべきか。
- 教員の専門性を担保するための方策として、例えば「履修証明」のような仕組みや免許等についてどのように考えるべきか。
- 専門性の担保に向けて、現職教員の研修の在り方や、小中学校等で特別支援教育を担当する教員の専任・専任的の在り方、人事交流の仕組み、特別支援学校のセンター的機能等についてどのように考えていくべきか。

(PPT41 参照) 特に専門性の議論のところですが、実は既に1回行ってはいますが、どんな話が出たかというところ、1つは、特別支援教育というのは、別に特別支援学校の先生や、特別支援学級の先生だけのお話ではなく、通常の学級の先生にも当然、必要な資質です。そういった基礎的な、基盤的な必要な専門性についてどう整理すべきか。その際、教員養成段階はどういう状況なのか。或いは発達障害の児童生徒を指導する専門性をどうするか。或いは、午前中も少し盲ろう児についてご議論いただいたようですが、重複障害児や複数の障害を有するものの治療など。今日、この後お話があると思いますが、履修証明などを通じて専門性を担保してはどうか。専門性の担保に向けて教員の研修の在り方や特別支援学校のセンター的機能についてどう考えるか。

◎これまでの議論で出た主な意見を踏まえた整理すべき論点

(2) 障害のある子供たちへの指導におけるICTの活用について

- 障害のある子供たちの学習ツールとして特に ICTは便利であり、大学等の養成段階において子供の活用事例、実用を取り入れているようケースは好例となるのではないかと。
- 障害のある子供については、早い段階から自分の体の一部のために ICT機器を使っている例もあり、情報保障の観点からもその活用は効果的ではないかと。
- ICT機器の整備により、例えば初めに指導を行う場合であっても効果的な教材の活用や成果のある指導が可能となるなど、特別支援学級や通級による指導内容の充実につながる。
- 発達障害児らと、ICTを活用した遠隔授業は、学習を遅れさせないというだけでなく学校の友人関係という面でも前向きな方向へ大きなモチベーションとなる。障害のある子供たちのICT利用については、どのように意義をもつべきか認識すべきか。
- 障害のある子供のICT活用について、定期試験や入試等における対応など、時代やテクノロジーの進歩に伴って配慮の在り方を考えていく必要があるのではないかと。
- 教育の情報化が進む中で、特別支援教育においても、指導内容の充実・教師の負担軽減・校務改善等の観点から足踏みをそろえて着実に対応すべき。特別支援教育における指導の充実の観点から、個別の教育支援計画や指導計画など、子供の状況やアセスメント結果を関係者間で共有し、指導に生かすことが必要。

(PPT42 参照) こういうような議論があります。また、ICTの活用はどうするか。時間の都合上、これは割愛します。

3. 教員の専門性の向上等について

(1) 特別支援学校の教員の専門性の向上  
(2) 小・中学校等の教員の専門性の向上  
(3) 保健・医療・福祉と連携した乳幼児教育相談の充実

特別支援学校の教員の専門性の向上に関してはあとの長谷先生から話があると思いますので、私はさわりをお話します。

3 教員の専門性の向上等について

3(1) 特別支援学校の教員の専門性の向上

平成27年12月中央教育審議会(答申)

◎これまでの議論で出た主な意見を踏まえた整理すべき論点

これからの学校教育を担う教員の専門性の向上について  
～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～(答申) (抄)

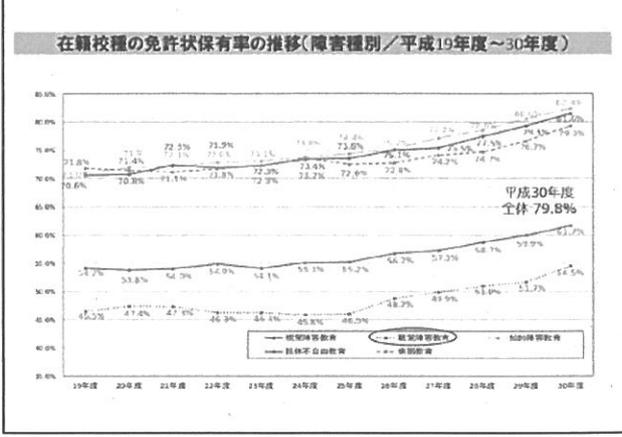
このため、教育職免許法附則第16項の廃止も見据え、平成32年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校の教員が免許状を所持することを目標とし、国が必要となる支援を行うことが適当である。集中的に所持率の向上を図るためには、都道府県教育委員会等、学校設置者における特別支援学校の教員の採用や配置、研修等を通じた取組を進めるとともに、国においても、現職教員に対する免許法認定講習の場外支援や、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所による免許法認定講習教育の実施、養成段階での免許状取得促進等の取組を進めることが考えられる。

(中略) 小中学校の特別支援学級担任の所持率も現状の2倍程度を目標として、特別支援学校教員免許状の取得を進めることが期待される。

教育職免許法 附則  
15 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、特別支援学校の担任する各等の主任教諭(普通又は障害の障害及び管理をつかさどる主任教諭を除く。)、初級教諭、教諭又は講師となることができる。

繰り返しになりますが、今は、(PPT44 の下のところ) 教職員免許法の附則の15項を見ると分かりますが、教員の免許状を有するものは、当分の間1項の規定にかかわらず教員をすることができる。

要するに基礎免許状を持っていれば、特別支援学校の免許状を持ってなくてもよいということになっています。そういう状況を踏まえると特別支援学校の先生は100%免許を持っているわけではない。



(PPT45 参照) それでも保有率は上がってはきていま







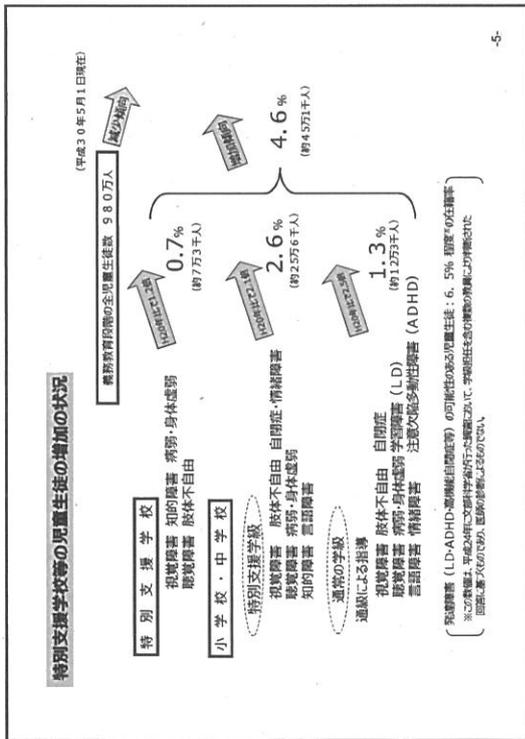
願います。

以上です。

司会／

機材トラブルがあり、たいへん申し訳ございません  
でした。





**1. 特別支援教育の現状**

(1) 特別支援教育全体の状況

(2) インクルーシブ教育システムの構築

(3) 特別支援学校等の児童生徒の増加の状況

(4) 特別支援学校（聴覚障害）等の状況

**1 特別支援教育の現状**

**1(2) インクルーシブ教育システムの構築**

**障害者権利条約 約24条 教育**

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包摂するあらゆる段階の教育制度（inclusive education system at all levels）及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。

(a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。

(b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限まで発達させること。

(c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

**1 特別支援教育の現状**

**障害者権利条約 約24条 教育**

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

(a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度(general education system)から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。

(b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包摂し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。

(c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。

(d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。

(e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包摂と、この目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。